

上下水道局発注工事における余裕期間制度について（概要）

上下水道局が発注する工事では、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図ることを目的に、事前に建設材料、労働者の確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定する「余裕期間制度」を活用します。

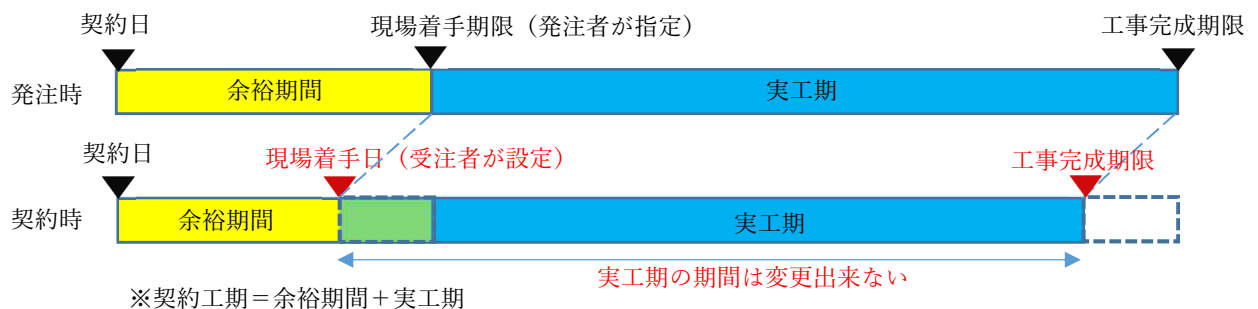
【余裕期間とは】

契約日から現場における着手日（以下、「現場着手日」という。）の前日までを余裕期間として、建設材料、労務者の確保等準備を行うことができる期間のことです。

① 発注者指定方式：発注者があらかじめ現場着手日を指定する方式



② 任意着手方式：受注者が契約時に現場着手日を余裕期間内で設定できる方式



【技術者等の設置】

余裕期間制度を活用した工事においては、入札時点で主任・監理技術者等または現場代理人を設置できない場合でも実工事期間中に設置が可能な場合は工事の入札参加ができるため、入札不調や人手不足の解消に寄与します。

・技術者の設置について

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者等の設置は必要ありません。
（現場着手日以降は建設業法に基づき設置が必要となります。）

・現場代理人の設置について

余裕期間内は、現場代理人の設置は必要ありません。
（現場着手日以降は工事請負契約約款に基づき設置が必要となります。）

【対象工事】

余裕期間制度を活用している工事は、入札公告時に次のとおり表記されます。

発注者指定方式：発注情報詳細に「余裕期間 契約日～〇年〇月〇日（発注者指定方式）」と表記

任意着手方式：発注情報詳細に「余裕期間 契約日～受注者にて選定した日付

※ 現場着手期限：●年■月▲日（任意着手方式）」と表記

【任意着手方式における工期】

任意着手方式における工期の終期日は、受注者が決定した現場着手日を基に算定します。工期が日数で定められている場合は、現場着手日に発注者が示した実工期を合算した日とし、工期の終期日が定められている場合は、現場着手日から現場着手期限日の前日までの日数分を、発注者が示した工期の終期日から差し引いた日とします。

任意着手方式における工期の具体例を以下に示します。

例) 現場着手期限日が4/20、発注者が示した工期終期日が9/30としている工事で、現場着手日を4/10とした場合、工期の終期日は9/20となる。

